

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 193 回

今年の夏は「猛暑」となると少し前に言われました。それが今は「今年の夏は冷夏である」と言われ始めました。

予想の変化に戸惑う人も多いかと思えます。でもこうした変化は今後ますます増加していくばかりですね。まさにダーウィンの言葉「最も強い者が生き残るのではなく最も賢い者が生き延びるものでもない、唯一生き残るのは変化できる者である」が心に響きます。

お客様の気持ちを的確に反映した商品、サービスを提供しなければ生き残ることができません。

最近の消費のキーワードは、

感動・・・できるサービス

健康・・・なくしては何もできない

安全、安心・・・こそ、今のテーマ → 安全でない商品が多すぎます

そして

癒し・・・現代人は、ノルマに追われ、精神的にも肉体的にも疲れています

ですね！！

やはり、自分がしてもらったらうれしいサービスは他人もしてもらったらうれしいですね。

前田の《今人生を語る》第 99 回

欲望は果てしなく、留まることを知らず 今の日本人の心を表していますね！！

そして不平不満ばかりで感謝を知らず

自分の国は誰かが守ってくれるのではなく、自分で守ることは当然です。



すなわち、満ち足りた人は、あとは不平不満しかない。

こんな我国は、今後生き残れるでしょうか？
感謝と反省、そして思いやりが我国を救う途のような気がしますね。

減価償却資産の取得費等の考え方

工藤 雅史

1 減価償却資産の取得費について

減価償却資産の取得価額にはその購入代金の他にその減価償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。これには次のようなものがあります。

- (1) 地鎮祭、上棟式等の費用
- (2) 建物等建築に際し支払った消費税（但し法人が消費税込経理処理の場合に限ります。）
- (3) 住民対策費、日照権の補償費
- (4) 引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など、その資産の購入のために要した費用

ただし、次に掲げるような費用については、減価償却資産の取得に関連して支出した費用であっても、

法人の選択によって取得価額に算入しないことができます。

- (1) 次のような租税公課等
 - ① 不動産取得税又は自動車取得税
 - ② 新增設に係る事業所税
 - ③ 登録免許税その他登記や登録のために要する費用
- (2) 建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用
- (3) いったん結んだ減価償却資産の取得に関する契約を解除して、他の減価償却資産を取得することにした場合に支出する違約金
- (4) 減価償却資産を取得するための借入金の利子（使用を開始するまでの期間に係る部分）

（注）使用を開始した後の期間に係る借入金の利子は、期間の経過に応じて損金の額に算入します。
- (5) 割賦販売契約などによって購入した資産の取得価額のうち、契約において購入代価と割賦期間分の利息や代金回収のための費用等が明らかに区分されている場合のその利息や費用

2 取得価額の判定について

少額減価償却資産（取得価額が 10 万円未満のもの：即時損金経理できます。）や一括償却資産の損金算入の規定（取得価額が 20 万円未満の減価償却資産：事業年度ごとに、その全部又は一部の合計額を一括し、これを 3 年間で償却することを選択することができます。）、中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額 30 万円未満のもの：青色申告を行う中小企業者が、法人税別表添付などの一定条件を満たせば即時損金算入できます。）などの取得費の判定においては、通常 1 単位として取引されるその単位ごとに判定します。

例えば、応接セットの場合は、通常、テーブルと椅子が 1 組で取引されるものですから、1 組で 10 万円未満になるかどうかを判定します。

また、カーテンの場合は、1 枚で機能するものではなく、一つの部屋で数枚が組み合わせられて機能するものですから、部屋ごとにその合計額が 10 万円未満になるかどうかを判定します。

従いまして、取得された資産の状況を正しく把握することが重要です。

3 取得価額と消費税経理方法の関係について

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入の規定を適用する場合などにおいて、取得価額が 10 万円未満であるかどうかなどを判定する際の取得価額については、法人が適用している消費税等の経理処理方式に応じて算定した価額により判定することになります。

つまり、法人が税抜経理方式を適用している場合は、消費税等抜きの価額が取得価額となり、法人が税込経理方式を適用している場合は、消費税等込みの価額が取得価額となります。